

中兵庫らんちゅう会会則

- 1 本会は中兵庫らんちゅう会と称し同好会をもって組織する。
 - 2 本会の事務局を西脇市富田町2-3（さんみ株式会社）に置く。
 - 3 らんちゅう愛好者をもって構成し、会員の親睦と相互扶助の精神を
培い、優れたらんちゅうを作出する飼育の研究し、会を通じたの連帯
意識の高まりから生じる活力をもって、地域社会の奉仕・発展に寄与
することを目的とする。
 - 4 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 品評大会（9月第4日曜日）
 - (2) 勉強会（3月第4日曜日）
 - (3) 研究会（7月第4日曜日）
 - 5 本会は年会費6000円を会員より徴収して運営する。
 - 6 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 理事（運営委員） 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 会計監査 1名
 - 7 品評会規定
 - (1) 出品費用 会員は無料
（当歳のA・当歳のB・二歳・親魚）
 - (2) 審査の結果は相撲番付によって下記のとおり、当歳魚のA・当歳
魚のB・三歳魚・親魚に等級を付ける。

優等賞・・・東西大関 立行司 取締2	計5尾
竜等賞・・・東西関脇 東西小结 取締勧進元2	計6尾
三等賞・・・行司3 脇行司2	計5尾
参等賞・・・東西幕の内 前頭	計20尾
- 合計144尾

8 審査規定

(1) 魚の姿とバランス

基本姿勢は、頭・胴体・尾が最もその特徴を生かし相対的に釣合の整ったもの。

(2) 魚は太く逞しいこと。

(3) 鱗の並び色艶が綺麗であること。

鱗は乱れず一線に並び魚体に比例してなるべく小さいものを上とし、色艶は赤、更紗に拘らず、赤の場合は濃赤、黄金色でしかも健康色を放っているものを上とする。白、更紗もこれに準ずる。

(4) 魚の泳ぎが軽やかで品位が豊かであること。

(5) 魚の見方の対照は次の通り。

頭：目幅があり目先の多くは肉瘤で、兜金、龍頭等バラエティのあるもの。

背：背幅広くして丸みを帯び、なだらかに適当な丸みを持った背下りであること。

腹：背と一体にして尾との間隔が適当な腹掛かりであること。

尾筒：左右対称の前掛けをもち適当な尾皿と尾張を必要とし、尾捌きが上手であること。尾の立上りは尾筒に対して約90度で背より上がってはならない。尚三尾、桜尾、四つ尾共対等である。

鱗：各鱗とも均等な大きさ及び動きを必要とする。但し、楫鱗は1本、2本とも対等である。

9 表彰規定

農林水産大臣賞 1枚

兵庫県知事賞 4枚

兵庫県議会議長賞 4枚

兵庫県議会議員賞 4枚

西脇市長賞 4枚

多可町長賞 4枚